

ID: 465

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	行為の承諾及び変更承諾		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例 第26条		
例規番号	平成18年条例第201号		
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限等) 第26条 次に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより、管理者の承諾を受けなければならない。承諾を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個別排水処理施設に固着して、工作物その他の物件を設けること。(排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 個別排水処理施設の上部を使用すること。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日